**平成２９年（フ）第１１２１号**
千葉市中央区仁戸名町712番地２　市営住宅仁戸名町団地４棟108号
債務者　安藤　謙司
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２９年（フ）第１１３１号**
千葉県市原市千種２丁目４番地22　アフェクシオンＡ102
債務者　新　　司
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２９年（フ）第１１３７号**
千葉市美浜区真砂４丁目４番３棟904号
債務者　渡邊　貴司
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２９年（フ）第１１３９号**
千葉県市川市大野町２丁目113番地　（第３石井ビル202号）
債務者　尾崎　美鈴
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２９年（フ）第１１５３号**
千葉県市原市五井1930番地１　ミューゼ101
債務者　武田　真亜（旧姓舩橋・旧名正子）
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２９年（フ）第１１５８号**
千葉県船橋市上山町３丁目620番地３　メゾンスリーゼＮ－Ⅱ－105号
債務者　長　知恵子
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２９年（フ）第１１６０号**
千葉県市原市新堀947番地３　特別養護老人ホームあじさい苑
債務者　鈴木　國男
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２９年（フ）第１１６２号**
千葉市稲毛区あやめ台２番４棟302号
債務者　上田　幸弘
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２９年（フ）第１１７２号**
千葉県浦安市猫実４丁目６番１－201号　ビューバレー
債務者　古舘　宏和
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２９年（フ）第１２１０号**
千葉県市原市皆吉1753番地４　３号室
債務者　清野　　清
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２９年（フ）第１２１４号**
千葉県市川市塩浜４丁目３番１棟320号　（ハイタウン塩浜）
債務者　早野　洋子（旧姓熊田）
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２９年（フ）第１２６２号**
千葉県船橋市習志野２丁目７番18号　サンビレッジ習志野Ｅ棟102号
債務者　北島マリア　セシリアこと　ＫＩＴＡＪＩＭＡ　ＭＡ　ＣＥＣＩＬＩＡ　ＭＯＮＴＥＲＥＹ
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２９年（フ）第１２６４号**
千葉市若葉区原町926番地１　クオーレ若葉116号
債務者　片貝眞千子
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２９年（フ）第１２６９号**
千葉市若葉区桜木１丁目37番10号　ホワイトハウス瑞穂Ａ－201号
債務者　海賓　隆行
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２９年（フ）第１２７０号**
千葉県市川市宝１丁目10番25号　（萩原ハイツ102号）
債務者　久保下紗貴
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２９年（フ）第１２７８号**
千葉市緑区あすみが丘４丁目39番地　ガーデンコート杜の街六番館604号
債務者　小林眞奈美
1　決定年月日時　平成29年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２９年（フ）第１３０１号**
千葉県八千代市大和田475番地７　花嶋ハイツ102号
債務者　鈴木　俊哉
1　決定年月日時　平成29年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係